

水田活用直接支払交付金において、飼料作物やWCS用稲に基準単収が設定されることとなりました。

① 飼料作物等にかかる見直しの概要

令和6年4月1日に経営所得安定対策等実施要綱が一部改正され、水田活用直接支払交付金にかかる飼料作物及びWCS用稲の基準単収を各都道府県農業再生協議会等が設定することとなりました。また、**基準単収より明らかに低い（基準単収の1／2未満）場合**には、本交付金の交付対象とはなりません。※1

※1 基準単収の1／2未満であっても、「理由書」が認められた場合は交付対象とすることは可能。

② 令和6年産の広島県の基準単収について

広島県農業再生協議会では、県全域を対象として、別表のとおり県基準単収を設定しました。別表以外の品目については、生産が限定的であるため、県基準単収を設定せず、地域農業再生協議会ごとの設定を可能としています。別表の基準単収においても、地域の実態に応じて、別途地域協議会において基準単収を定めることを可能としております。

③ 収量の確認について

飼料作物等の収量の確認について収量に関わる書類については、ほ場ごとに記録し、5年間は保管してください。提出を求められることがあります。例）納品書・作業日誌等

＜収量にかかる記録の例＞

- ① ロールの重量 ※2×ロールの個数
- ② トラック1台分の重量×台数
- ③ バンカーサイロにつめた容積
×容積密度÷原料の作付総面積
×申請する作付面積
- ④ 水田放牧の場合
申請ほ場での放牧頭数×放牧日数
- ⑤ その他地域農業協議会で定める方法

※2 各重量を測定することは実質的に困難なため、推定される重量で構いません。

別表

広島県飼料作物・WCS基準単収（R6）

	作物名	基準単収 (t/10a)
1	牧草	2.97
2	青刈りとうもろこし	2.87
3	ソルゴー（ソルガム）	2.83
4	れんげ	2.31
5	家畜用ビート	5.19
6	飼料用かぶ	5.04
7	青刈りらい麦	2.52
8	青刈りその他麦	1.88
9	WCS用稲	2.46

注意：収穫時の生草（茎）

問い合わせ先

広島県農業再生協議会

事務局：広島県農業経営発展課

住所：広島市中区基町10-52

電話：082 - 513 - 3557